経営力向上設備等を取得し、税制措置を受ける場合

<新規申請>

- ① 申請書(様式第 |) 押印不要
- ② チェックシート
- ③ 返信用封筒
 - ※宛先記入·切手貼付。認定書(A4 サイズ)を折らずに返送可能なもの。
 - ※追跡を希望される方は書留・レターパック等をご利用ください。
- ④ 工業会等による証明書写し(A類型の税制措置の場合)

※B·C·D 類型の税制措置の場合は、投資計画の確認申請書写し及び経済産業局の確認書写しを提出 してください。

【注意】発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」 の添付が必要です。

申請書送付先:〒540-8615 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 9階 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 宛

<変更申請>

- ① 変更申請書(様式第2)押印不要
- ② 変更申請用チェックシート
- ③ 返信用封筒
 - ※宛先記入·切手貼付。認定書(A4 サイズ)を折らずに返送可能なもの。
 - ※追跡を希望される方は書留・レターパック等をご利用ください。
- ④ 工業会等による証明書写し(A類型の税制措置の場合)
 - ※B·C·D 類型の税制措置の場合は、投資計画の確認申請書写し及び経済産業局の確認書写しを提出 してください。
- ⑤ 実施状況報告書
- ⑥ 直近の経営力向上計画認定書(一式)の写し

【注意】発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」 の添付が必要です。

申請書送付先:〒540-8615 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 9 階 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 宛

★☆経営力向上計画申請プラットフォームより電子申請が可能です★☆

~「gBizIDプライム」アカウント登録→電子申請を推奨しています~

https://www.keieiryoku.go.jp/ | 経営力向上 プラットフォーム 🔘



電子申請のメリット

★申請書作成にあたり、記入のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です

★申請書作成にあたり、一時保存した暫定版の申請書を印刷、確認することが可能です

★申請書の郵送費用が不要になります

★審査の進捗状況が確認できます